

議案第百八号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

第十八条第二項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児の利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児の利用開始時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断

（港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」

を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	障害児の入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健康診断
----------------	------------------------------

第四十一条第一項中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。
付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十二号）等の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）等の一部改正を踏まえ、家庭的保育事業等を利用する乳児又は幼児の健康診断に関する基準等を変更するため、本案を提出いたします。